

令和2年7月22日

山東自然の家ご利用の皆様

一般社団法人山東自然の家
代表理事 中島 正之

ファミリーウィークイベントの中止基準について

平素は、西宮市立山東自然の家をご利用いただきありがとうございます。

先般、兵庫県の新型コロナウイルスへの警戒基準が「感染小康期」から「感染警戒期」に引き上げられました。

今後「感染小康期」への移行が見通せない場合には、山東自然の家にて開催予定のファミリーウィークイベントを中止といたします。

楽しみにしていただいている皆様には誠に申し訳ありませんが、感染拡大防止の措置につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、現在のところ当イベントが中止となりましても、宿泊利用は可能です。

ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

記

1. 中止基準

下記観察期間中、1日でも兵庫県が「感染警戒期」、「感染増加期」、「感染拡大期」となった場合（別紙参照）。

2. 観察期間

令和2年7月29日（水） ～ 令和2年8月15日（土）

3. 中止連絡

山東自然の家より申請時の電話番号にご連絡いたします。

4. その他

イベント中止に伴うキャンセルでも、振替予約等の優先措置はありません。

以上

【問い合わせ先】

西宮市立山東自然の家

TEL 079-676-4100

FAX 079-676-4466

兵庫県における「次なる波」への対応(社会活動制限)について

R2. 6. 18

資料3

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期	
判断基準 新規陽性者数 (1日当たり(直近1週間平均)) 直近1週間の人口 10万人当たりの 新規感染者数 [政府判断の目安※] [政府判断の目安※]	10人未満	10人以上(警戒基準) (3/31~4/6 10.3人)	20人以上	30人以上 (4/7~4/13 25人)	
	1. 25人未満	1. 25人以上 (3/31~4/6 1.3人)	2. 5人以上 [政府基準の半分程度]	3. 7.5人以上 (4/7~4/13 3.2人)	
対応の方向性	予 防	警 戒	制限強化	緊急事態宣言並み	
共通事項	感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進				
外出自粛 (なし)		<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出自粛要請(法第24条第9項) ○患者が多数発生している都道府県や人口密集地への不要不急の移動の自粛要請 ○クラスター発生施設(繁華街の接待を伴う飲食店等)等の利用自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○「接触機会の8割低減」を目指し、外出自粛要請(法第24条第9項) ○患者が多数発生している都道府県や人口密集地への不要不急の移動の自粛要請 ○イベントへの参加自粛要請 ○クラスター発生施設(繁華街の接待を伴う飲食店等)等の利用自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○「接触機会の8割低減」を目指し、外出自粛要請(法第45条第1項) ○府県をまたぐ移動の自粛要請 ○イベントへの参加自粛要請 ○クラスター発生施設(繁華街の接待を伴う飲食店等)等の利用自粛要請 	
対応方針	イベント	<ul style="list-style-type: none"> ○開催の目安 ・屋内:定員の半分以上 ・屋外:距離を十分に確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模なイベントの中止又は延期の要請(法第24条第9項) ○開催の目安 ・屋内:1,000人以下、定員の半分以上 ・屋外:1,000人以下、距離を十分に確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の中止又は延期の要請(法第24条第9項) ○開催の目安 ・屋内:100人以下、定員の半分以上 ・屋外:200人以下、距離を十分に確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の中止又は延期の要請(法第24条第9項→必要により法第45条第2・3・4項)
	事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請
	出勤等	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進 ○「三つの密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の徹底 ○「三つの密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○「通勤者7割削減」の徹底 ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の徹底 ○「三つの密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○「通勤者7割削減」の徹底 ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の徹底 ○「三つの密」の回避

(注) 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断

※政府が「宣言再指定」基準の一つとして検計
=直近1週間10万人当たり新規感染者数5人